

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

飯舘村の避難指示以前の人口は 6,209 人で、そのうち生産年齢は 3,552 人で、高齢者人口が 1,865 人で、高齢化率が 30%となっている。就業構造をみると、就業人口が 3,136 人で、第一次産業従事者が 27.9%と県内平均の 7.6%を大きく上回っている。また、第三次産業への従事者割合は、県内平均（63.2%）の約半分（33.7%）であった。（以上、数値は「平成 22 年国勢調査」）

産業は、基幹産業であった農林業は農家が 963 戸で、水稻作付農家が半数強を占めていた。また、飯舘村特産の銘柄牛「飯舘牛」があり、肉用牛の飼養農家も 198 戸あった。林家は 758 戸で、素材生産などが行われていた。（以上、数値は「2010 農林業センサス」）

第二次第三次産業の事業所数は、建設業が 50 事業所、製造業が 40 事業所、サービス業が 138 事業所で、それぞれの従業者数は 305 人、504 人、757 人であった。村内事業者は大企業の 1 社を除き、中小・零細事業者であった。（以上、数値は「2009 年経済センサス」）

総生産の割合は、第一次産業の構成比が高かったことから、総生産は県平均以下であった。また、1人当たりの所得は 1,568 千円となり、県平均（2,501 千円）を下回っていた。（以上、数値は「平成 21 年度（2009 年度）版 福島県市町村経済年報」）

このような事から村民の所得向上を目的に、村内への企業誘致に積極的に取り組み、村の就業環境整備に努めてきた。

令和 5 年 4 月 1 日現在の帰村者は 1,219 人で、転入者等を含めて 1,500 人となっている。また帰村者は高齢者が多く、生産年齢に該当する村民の帰村は極めて少ない。（以上、数値は飯舘村 住民係調べ）

中小企業者に目を向けると、基幹産業であった農業に関しては、「なりわい農業」「生きがい農業」として、花をはじめとして米、野菜類を生産する従事者が増えてきている。一方、村内で事業を再開、営業を始めている事業所は 144 事業所（令和 5 年 4 月 1 日現在）あるが、特に製造業は 21 事業者と避難指示前の半分程度しか再開していない。また再開している事業者の多くが雇用確保に苦慮しており、募集をかけても集まらなかったり、折角採用してもすぐに退職したりする実態もある。（以上、数値は飯舘村商工会調べ）

帰村している村民は避難指示前の 25%にとどまり、事業者の雇用が進まない状況のため、村の産業基盤が失われかねず、ひいては村の存続にもかかわる状況である。

(2) 目標

このように雇用が確保できない状況において、効率を追求し、雇用の削減や労働環境の悪化に繋がることのないように、事業者が先端設備等を導入することにより、無駄をなくすが余裕は残す、残業がない等の魅力ある職場づくりを目指す。

また、これにより製品製造の効率化や品質の向上が図られ、販路の拡大にもつながることが見込まれる。

以上のことから、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済が発展していくことを目指す。

これを実現するために、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

農林水産業、製造業、サービス業を始めとする各産業は、村の発展、村民の働く場の確保や所得向上に寄与しており、村の経済や雇用の基盤となるものである。

したがって、すべての産業に広く事業者の生産性向上を実現する必要があるとあり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

飯舘村の産業は、村内の各行政区で事業が再開されており、また新たな立地も見込まれる。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、飯舘村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

飯舘村の産業は、農林業、建設業、製造業、卸・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が村の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画の対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT・AI導入による業務の効率化、省エネ推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年8月27日から令和7年8月26日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減や賃金カットを目的とした取り組みは、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定や新たな雇用創出に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものは、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮すること。
- ③市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象をしないなど、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。